



地址: 广东省深圳市福田区深南大道 4009 号投资大厦 12 层
Add: 12/F Investment Bldg., NO.4009 Shennan Rd.Futian District Shenzhen
邮箱: chweidong7138@qq.com 网址: <http://www.cwdfllt-chn.com>



廣東深天成律師事務所
Guangdong Shentiancheng Law Firm

深セン市優遇政策のまとめ

車衛東弁護士チーム

二〇二〇年三月十七日

序 文

2020 年の始まりから広まり広がる新型コロナウイルス感染による肺炎流行が全国の業界、特に中小企業に大きな打撃を与えています。全国各地の区人民政府及び関連する部門は企業に段階的操業再開をする政策を相次いで発表しており、企業の段階的な操業再開の基準の手引きをしています。本弁護士チームは企業が優遇政策を享受できるようサポートし、また正常な経営状況に戻れるように、『深セン企業操業再開の手引き』（詳細：<http://www.cwdfllt-chn.com/NewsDetail.aspx?id=146&from=timeline&isappinstalled=0>）の編纂の後、『深セン市優遇政策のまとめ』を編纂しました。深セン市の製造業、商業・貿易業、飲食業の企業の参考になればと思っています。

特別声明：本文書は主に深セン市人民政府及び関連部門の優遇政策をまとめて整理し、そして製造業、商業・貿易業及び飲食業を主に対象としています。更に優遇政策についての情報及び具体的な申請方法に関するお問い合わせは以下の e-mail アドレスまでご連絡頂けると幸いです。またはホームページからもお問い合わせが可能で、本弁護士チームの弁護士に代理での申請もご依頼をいただいています。また今後政策に変化があった場合は直ちに本文書の更新と補足を行います。

主要編成メンバー（順不同）：

車衛東弁護士	黄惠琳弁護士
王冬冬弁護士	張 霞弁護士
文 静弁護士	王天培実習弁護士
郭俊賢実習弁護士	高阜藍（日本）

e-mail : cheweidong7138@qq.com

本弁護士チームのその他の動向：<http://www.cwdfllt-chn.com>

<https://www.stclf-jp.com/>

※ 本資料は仮訳の部分を含みます

目次

序 文	1
一、深セン市優遇政策.....	3
二、深セン市各区の優遇政策.....	6
(一) 福田区	6
(二) 南山区	8
(三) 龍華区	9
(四) 光明区	9
(五) 羅湖区	10
(六) 塩田区	10
(七) 宝安区	11
(八) 龍崗区	12
(九) 大鵬新区	12
(十) 坪山区	12
参考：広東省優遇政策.....	13

一、深セン市優遇政策

番号	優遇される項目	政策内容
1	2ヶ月の賃料免除	<p>1. 適用対象：市、区政府及び市、区の国有企業が保有する不動産を賃貸する非国有企業。</p> <p>2. 優遇基準：2ヶ月の賃料免除。</p>
2	社会保険の免除及び支払い延期、納付猶予	<p>一、免税</p> <p>1. 中小零細企業（会社として保険に加入している個人事業主を含む。以下同様）：免税 2020 年 <u>2月-6月</u> の企業が納めている部分の基本養老保険、地方補充養老保険、労災保険。</p> <p>二、減額</p> <p>大型企業等その他の保険加入企業：2020 年 2-4 月の企業の納付部分の基本養老、失業、労災保険を半額とし徴収する。</p> <p>三、支払い延期と納付猶予</p> <p>1. 支払い延期：上記の免税政策を享受しても社会保険を支払う力がない企業及び疫病の影響を期限通り納付ができない企業は、<u>疫病の状況の解除後 3ヶ月内まで納付を延期することが可能。</u></p> <p>2. 納付猶予：疫病の影響を受け、生産に深刻な困難が現れた企業は、<u>社会保険の納付猶予の申請が可能。但し 6ヶ月を越えてはならない。</u></p> <p>特別提示：支払いの延期と納付猶予の期間の滞納金は免除され、減免政策と同時に適用される。</p> <p>四、段階的な費用の引下げ及び変動料率政策</p> <p>1. 段階的な失業保険料率、労災保険率の引下げ政策：最終期限 <u>2021 年 4月 30日。</u></p> <p>2. 労災保険変動料率：2020 年 <u>3月～6月</u>、料率が上昇する等級の企業は <u>業界基準料率</u> に従い費用を納める。</p> <p>3. 失業保険変動料率：2020 年 2月～2021 年 1月、変動料率を実施している企業は <u>引下げた後の料率</u> で費用を収める。</p> <p>特別提示：すでに 2月分の社会保険料を納めた企業に対して、徴収をした機関は企業が享受できる減免政策に従い再度納付すべき費用を確定し、多く納められた費用は支払った元々のルートにより払い戻しをする。企業からの申請、資料の提出は不要。</p>
3	医療保険減免政策	<p>医療保険の減免政策は主に「軽減、免除、引下げ、延期」：</p> <p>1. 軽減</p> <p>1.1 軽減が適用される部分：基本医療保険の会社が納付する部分。</p>

		<p>1.2 <u>優遇基準</u>：2020 年 2 月～6 月まで、<u>企業基本医療保険が第一、第二、第三のクラスの企業に対しそれぞれ 3%、0.25%、0.2%まで軽減する。</u></p> <p>2. 免除</p> <p>2.1 免除が適用される部分：地方補充医療保険の会社納付部分。</p> <p>2.2 <u>優遇基準</u>：2020 年 2 月～6 月，<u>地方補充医療保険は全て免除。</u></p> <p>3. 引下げ</p> <p>3.1 引下げが適用される部分：基本医療保険の第一クラスの企業の納付料率。</p> <p>3.2 <u>優遇基準</u>：2020 年 7 月～2021 年 4 月，<u>納付料率は 5%まで引き下げ。</u></p> <p>4. 延期</p> <p>4.1 <u>延納期間</u>：新型コロナウイルス感染による肺炎の影響により医療保険を期限通りに支払いができない企業は<u>疫病流行の解除の後の 3 ヶ月内に追納</u>が可能。滞納金は免除、但し<u>延納は 6 ヶ月を越えてはならない。</u></p> <p>4.2 <u>その他</u>：会社が納付する部分と個人の納付部分と一緒に延納しなければならない。</p> <p>特別提示：医療保険費の企業の納付部分のみ減免され、従業員個人が納付する部分は減免されず、企業により代理控除代理納付される。</p>
4	住宅積立金の引下げと納付猶予	<p>1. <u>適用対象</u>：新型肺炎の影響を受け、住宅積立金の納付に困難がある企業。</p> <p>2. <u>優遇基準</u>：</p> <p>2.1 納付比率を最低 <u>3%</u>まで下げる申請が可能で、期限は 12 ヶ月を超えてはいけない；</p> <p>2.2 住宅積立金の<u>延納</u>の申請は 12 ヶ月を越えてはならない。</p>
5	納税の延期（最長 3 カ月）	<p>1. <u>適用対象</u>：疫病の影響で期日どおりに納税申告をすることができず、生産経営が困難で、納税延期条件を満たしている企業。</p> <p>2. <u>優遇基準</u>：延期は最長 <u>3 カ月</u>を超えてはならない。</p>
6	小規模納税者は税率を 1%まで下げる	<p>小規模納税者は 2020 年 3 月 1 日から 2020 年 5 月 31 日まで税優遇を受け、徴税基準は <u>1%</u>で計算される。</p>
7	2 月分の基本電気料金免除	<p>1. <u>適用の対象は以下の条件を満たさなければならない</u>：</p> <p>1.1 深セン市行政区域（深汕特別合作区を含む）内の電気の使用及び電気料金の支払い、二部製電気を採用する企業。；</p> <p>1.2 深セン市市場監督部門に登録し、営業許可書または証明書を取得する（個人商工業者を含む）企業；</p> <p>1.3 営業許可書または証明書の名称が電気料金支払いの口座名と一致している場合。</p> <p>2. <u>優遇基準</u>：<u>2 月分</u>の基本電気代の免除。</p>

8	6ヶ月の 汚水処理 費を還付	<p>1. 適用対象：疫病の影響を受け、工業、商業、サービス業、建築と特殊業界の汚水処理費を納付する企業。</p> <p>2. 適用期間：2020年2月～7月（合計6ヶ月）。</p> <p>3. 優遇基準：毎月実際に納付する汚水処理費の補助。</p>
9	企業の安定雇用をサポートし、前年度の失業保険の総額の 50% を還付	<p>1. 適用の対象は以下の条件を満たさなければならない：</p> <p>1.1 失業保険に加入しており、失業保険を12カ月以上納めている企業；</p> <p>1.2 前年度人員削減をしていないまたは削減率が当該年度の深セン市都市登録失業率よりも低い（注：人員削減率は5.5%を越えてはならない。保険に加入する従業員が30人以下の企業の削減率は従業員の総数の20%を超えてはならない。以下同様。）；</p> <p>1.3 財務制度が健全で、管理運営規範、生産・経営活動が深セン市産業構造調整と環境保護政策の要件を満たしている。</p> <p>2. 優遇基準：失業保険料の総額の50%を還付する。</p>
10	企業の安定雇用をサポートし、前年度の社会保険の総額の 25% を還付	<p>1. 適用の対象は以下の条件を同時に満たさなければならない（第7項の政策と同時に享受することはできない）</p> <p>1.1 深セン市で法律に基づき失業保険に加入しており、失業保険を12ヶ月以上納めている企業；</p> <p>1.2 前年度人員削減をしていないまたは削減率が当該年度の深セン市都市登録失業率よりも低い；</p> <p>1.3 生産・経営活動が深セン市産業構造調整と環境保護政策の要件を満たしている；</p> <p>1.4 失業保険料の還付申請時に企業の職場流出率が30%を超えない。企業の職場流出率の計算式：企業の職場流出率=(1-企業が失業保険料の還付を申請した時の前月末の加入者数÷企業の前年度の平均加入者数)×100%；</p> <p>1.5 労働組合と協議し制定した安定就職雇用措置を提出。</p> <p>2. 優遇基準：社会保険の25%を還付。</p>
11	安定雇用補助金（従業員が疫病により治療または医学観察隔離を受けた企業）	<p>1. 適用の対象は以下の条件を同時に満たさなければならない：</p> <p>1.1 深セン市で登記している；</p> <p>1.2 疫病が原因で治療を受けるまたは医学観察隔離をされた従業員がいる；</p> <p>1.3 規定に従い企業の従業員基本養老保険を既に納付している（社会保険の延納、減免をしている企業は社保台帳に準ずる）。</p> <p>2. 従業員の前月基本養老保険の納付基数の50%を補助、具体的な金額は従業員医療期間または医学観察期間の日数により計算（計算方式：納付給与基数×50%÷21.75×治療期間または医学観察期間の日数）</p>

12	適職トレーニング補助金を1500元まで引き上げ	<p>1. 適用の対象は以下の条件を同時に満たさなければならない（人的資源管理サービスと労務派遣企業は含まない）：</p> <p>1.1 深セン市において法律に基づき登記がされ、独立法人の資格を有する企業または本部に委任された支店機関；</p> <p>1.2 正常な経営且つ深セン市の信用失墜被執行者リストに入っていない企業；</p> <p>1.3 従業員と法律に基づいた労働関係があり、従業員が労働派遣または人的資源サービスの派遣契約労働者の場合、派遣またはサービス期間内であればならない。</p> <p>2. 優遇基準：一人当たりの補助金を <u>1500 元</u>まで引き上げる。</p>
13	融資利子補給（最高100万元）	<p>1. 適用対象：疫病の予防期間内に銀行などの金融機関から新規の融資（延期も含む）を受け、且つ疫病の流行の深刻な影響を受けている中小零細企業。</p> <p>2. 優遇基準：利子 50%の補助、最高 100 万元、6ヶ月を超えない。</p>

二、深セン市各区の優遇政策

（一）福田区

番号	優遇される項目	政策内容
1	賃料減免	<p>1. 区政府、区所属の国有企業の不動産を賃借する企業 2020年1月の賃料の <u>50%</u>を減額、2月分の賃料を <u>全額免除</u>、3月分の賃料の <u>50%</u>を減額。</p> <p>2. 区の公共賃貸住宅、人材住宅を賃借する非国有企業 <u>2ヶ月</u>の賃料を免除。</p>
2	融資利子補給の支持	<p>1. 適用対象：<u>2020年2月から7月31日</u>に深セン市のいずれかの銀行で新たに融資を受けるまたは期間の延期を行う企業、また福田区に基本企業登録簿に登録があり、住所が福田区の民営の中小企業（金融企業を除く）。</p> <p>2. 優遇基準：</p> <p>2.1 支払い状況が正常な借入金。</p> <p>2.2 2019年税額は20万元以下の場合、融資利子 50%を補助、最高 <u>10 万元</u>。</p> <p>2.3 2019年の納税額は20万元以上の場合、融資利子 50%を補助、最高 <u>20 万元</u>。</p>
3	生産経営の支援	<p>1. 福田区商業統計に組み込まれる飲食業界の民営中小企業。 1～7月の期間の売上高（営業実績）は前年同期比増加している場合、最高 <u>30 万元</u>を支援。</p>

		<p>2. 福田区統計に組み入れた中小工業企業 1～7 月の期間の工業生産額成長率で、最高 30 万元を支援。</p> <p>3. 福田区統計に組み入れた非公有中小企業 疫病発生期間中に関連する契約書（販売、加工請負、建設工程実地調査設計、建築設置工程請負、財産賃貸、貨物運輸、倉庫保管および技術契約）を締結した企業。契約書の金額の 0.3～1%を補助。</p>
4	労働者の雇用支援	<p>1. 適用対象：経営を再開し、人員削減をしないまたは人員削減が少ない企業。</p> <p>2. 優遇基準： 1. 人員削減無し：3 月の社会保険支出の 25%を支援。 500 元/人を超えず、最高 20 万元。</p> <p>2. 人員削減が少ない（3%以内）：3 月の社会保険支出の 15%を支援。 300 元/人を超えず、最高 15 万元。</p>
5	従業員募集補助	<p>1. 適用対象：2020 年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間に新たに従業員を募集し、1 年以上の労働契約書を締結した”四上”企業（注：この地区の統計データベースの一定規模以上の企業：1. 工業企業、2. 資格のある建築業企業、3. 一定額以上の宿泊飲食企業、4. 一定希望以上のサービス業企業。以下同様。）</p> <p>2. 優遇基準：400 元/人を支援、最高 50 万元を超えない。</p>
6	職場復帰と安定雇用の支援	<p>1. 適用対象：2020 年 3 月 31 日までに実際に就業率が 95%以上に達する”四上”企業。</p> <p>2. 優遇基準：最高 5 万元を支援。</p>
7	送迎の支援	<p>1. 適用対象：2020 年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間、従業員を送迎し職場復帰をさせた”四上”企業。</p> <p>2. 優遇基準：30 人以上の専用車の貸し切りの場合、最高 1200 元/回を支援。</p>
8	従業員適職トレーニング補助	<p>オンライントレーニングで 1 人当たりの学習（45 分間を下回らない。以下同様）につき 30 元の補助、オフライントレーニングで 1 人当たりの学習につき 50 元の補助。1 人当たり年間の補助は 1500 元を超えない。</p>
9	従業員の共有の支援	<p>1. 適用対象：2020 年 2 月 1 日～7 月 31 日までの期間、会社間と従業員の間で 3 者従業員の供給の協議が成立し、共有人数が 10 人以上かつ 1 カ月を超える企業。</p> <p>2. 優遇基準：共有する従業員 1 人あたり 400 元、最高 10 万元を支援する。</p>
10	従業員健康検査の支援	<p>1. 適応対象：職場復帰の従業員に核酸検査等の健康診断をさせる費用が発生した企業。</p> <p>2. 優遇基準：100 元/人、最高 5 万元を支援。</p>
11	防護用品の購買の支援	<p>1. 適用対象：マスク、体温計、消毒剤等の防護物資を調達した”四上”企業。</p>

		2. 優遇基準 ：2020 年 3 月の社会保険加入者数によって計算され、最高 3 万元 が支援。
12	法律顧問サービス支援	1. 適用対象 ：福田区の弁護士事務所の弁護士から疫病予防・抑制法律紛争とリスク、コンプライアンスとリスクマネジメントに対して専門サービスを受けた中小民営企業。 2. 優遇基準 ：最高 30% 、最高 6 万元 /企業を支援。
13	サービスの支援	1. 「 不可抗力 」に関連する 証明書 の発行。 2. 本弁護士チームのお問い合わせ e-mail: : cheweidong7138@qq.com。
14	重複する政策	上級政府が発表した防疫期間中の悠風政策と本政策が重複している場合、 どちらも 享受することができる。
	備考	福田区の優遇政策で深セン市の優遇を網羅していない項目は、深セン市の優遇政策が適応される。

(二) 南山区

番号	優遇される項目	政策内容
1	賃料減免	1. 適用対象 ：区政府、区所属の国有企業の不動産を賃借する企業。 2. 優遇基準 ：2020 年 2 月および 3 月の賃料免除。
2	社会保険納付の補助	1. 適用対象 ：経営を再開し、人員削減をしないまたは人員削減が少ない”四上”企業（注：この地区の統計データベースの一定規模以上の企業：1. 工業企業、2. 資格のある建築業企業、3. 一定額以上の宿泊飲食企業、4. 一定希望以上のサービス業企業。以下同様。）。 2. 優遇基準 ：2020 年 2 月の社会保険金額の 10% を補助、最高で 20 万元 を超えない。
3	商業企業の賃料補助	1. 適用対象 ：ホテル、飲食、小売り当疫病の影響が比較的大きい業界で商業不動産を賃借している場合。 2. 優遇基準 ：2020 年 2 月から 3 月の期間に支払った 賃料の 30% を補助、最高 10 万元 を超えない。
4	金融融資の支援	二種類の支援の方法 ： 1. 2020 年 2 月～4 月、銀行などの金融機関からの新規融資（延長も含む）を受ける企業は 6 カ月の融資で 70% の利子が軽減されされ、最高で 50 万元 を超えない。 2. 2020 年 2 月～4 月、南山区の企業融資で発生した担保業務は最高 50%の割合でリスク分担し、最高代償額は 3000 万 とする。
5	無料オンライン求人	1. 適用対象 ：雇用が必要な南山区の企業。 2. 優遇基準 ： 無料 で公共のオンライン求人活動を享受できる。
	備考	南山区の優遇政策で深セン市の優遇を網羅していない項目は、深セン市の優遇政策が適応される。

(三) 龍華区

番号	優遇項目	政策内容
1	賃料減免	1. 適用対象：区政府、区所属の国有企業の不動産を賃借する企業 2. 優遇基準： <u>2ヶ月</u> の賃料を減免（2020年2月1日～3月31日）。
2	融資利子補給支援	1. 適用対象：2020年2月1日～6月30日の期間に銀行等の金融機関から新規融資（延長を含む）を受ける企業。 2. 優遇基準： <u>50%</u> 補助，最高 <u>100万元</u> 。
3	信用担保手数料の援助	1. 適用対象：龍華区合作担保機関の信用担保を申請する際手数料が発生する企業 2. 優遇基準：手数料の <u>50%</u> を援助、最高 <u>20万元</u> 。
4	企業の雇用コストを下げる	1. 適用対象：疫病流行の為治療または医学観察隔離された期間の従業員へ給与を支払い省、市の補助を受けた企業 2. 優遇基準：上級補助企業の金額の50%を補助する。
	備考	龍華区の優遇政策で深セン市の優遇を網羅していない項目は、深セン市の優遇政策が適応される。

(四) 光明区

番号	優遇される項目	政策内容
1	賃料減免	1. 区政府、区所属の国有企業の不動産を賃借する非国有企業： <u>2ヶ月</u> の賃料、管理費、駐車場代を免除。 2. 区の公共賃貸住宅、人材住宅を賃借する非国有企業： <u>2ヶ月</u> の賃料を免除。
2	融資利子補給支援	1. 適用対象：疫病予防管理期間に銀行等の金融機関から新規融資（延長を含む）を受ける企業。 2. 適用期間： <u>6ヶ月</u> を超えない。 2. 優遇基準： <u>20%</u> 補助，最高 <u>20万元</u> 、市の政策と合わせてどちらも享受することができる。
3	雇用安定補助	二種類の補助： 1. 広東省の規定に従い操業再開の時期に操業再開をし、疫病発生地の従業員がまだ深センに戻って職場復帰しておらず、従業員に給与を支払い続けている中小企業。 優遇基準：まだ深センに戻って職場復帰していない従業員の人数に基づき、深センの最低給与標準の <u>50%</u> を補助する。 2. 疫病予防管理の要求を満たさず、操業再開の時期が広東省の要求した期間より半月以上遅延、且つ従業員に給与を支払い続けている中小工業企業。

		優遇基準：企業の操業再開の 2 日前にまだ深センに戻っていない従業員の人数に基づき、深セン市の最低給与標準の <u>50%</u> を <u>1 ヶ月</u> 分補助する（上記の第一種目の従業員と重複して計算してはならない。）
4	費用未払い企業への措置	1. 適用対象：生産、経営の為の電気、ガス、水を滞納している企業。 2. 優遇基準：疫病終了後 3 ヶ月以内に、不足金、延納料金を支払うことができる。
5	“企業操業再開保険”の購入補助金	1 適用対象：3 月 10 日以前に全員が職場復帰しており“企業操業再開保険”を購入している企業。 2. 優先順位：保険料の <u>50%</u> を補助、最高 <u>50 万元</u> 。
6	不可抗力事実証明の手続き	1. 適用対象：疫病の影響で適時に操業再開、契約履行ができない企業。 2. 本弁護士チームのお問い合わせ e-mail：cheweidong 7138@qq.com
7	専用車送迎補助	1. 適用対象：2020 年 2 月 26 日～3 月 10 日の期間に従業員の職場復帰の為専用車で従業員を迎えに行った企業。 2. 優遇基準： <u>300～600 元</u> 。
	備考	光明区の優遇政策で深セン市の優遇を網羅していない項目は、深セン市の優遇政策が適応される。

(五) 羅湖区

番号	優遇項目	政策内容
1	一億元予防補助金計画	1. 適用対象：羅湖区中小企業。 2. 優遇基準：総額 <u>1 億元</u> を下回らない予防物資または予防補助金。
2	1 億元賃料減免計画	1. 適用対象：羅湖区政府、羅湖区所属の国有企業の不動産と人才住宅の企業。 2. 優遇基準： <u>2 ヶ月</u> の賃金免除。
	備考	羅湖区の優遇政策で深セン市の優遇を網羅していない項目は、深セン市の優遇政策が適応される。

(六) 塩田区

番号	優遇される項目	政策内容
1	不動産賃料減免	1. 適用対象：区政府、区所属の国有企業の不動産を賃借する非国有企業。 2. 優遇基準：2020 年 <u>2 月, 3 月</u> の賃料。

2	失業保険の還付	1. 適用対象：疫病防止期間中に人員削減しない或いは員削減が少ない保険加入企業。 2. 優遇基準：前年度に実際に納付した失業保険料の 50%を還付する。
3	社会保険の還付	1. 適用対象：生産活動、経営が困難であっても人員削減を行わない、またはや人員削減が少ない保険加入企業。 2. 優先基準：前年度の社会保険料の 25%を還付する。
4	融資利子補給支援	1. 適用対象：疫病予防管理期間中に銀行などの金融機関の新規融資(延期を含む)を受ける疫病の影響が深刻な中小零細企業。 2. 優遇基準：利子の 50%の補助。
5	感染病予防物資の輸入の奨励補助	1. 適用対象：疫病期間に一般貿易、越境 EC の方法で感染病予防に必要なマスク、防護服等を輸入した企業または協会。 2. 優遇基準：補助金は輸入物資総額の 10%を超えず、最高 50 万元を超えない。
	備考	塩田区の優遇政策で深セン市の優遇を網羅していない項目は、深セン市の優遇政策が適応される。

(七) 宝安区

番号	優遇項目	政策内容
1	労働者雇用保障補助金	1. 専用車を使用し疫病の流行の比較的安定した地域からの送迎、職場に戻る従業員を採用をした企業。 優遇基準：省内 1000 元/専用車の使用、省外 3000 元/専用車の使用。 2. 湖北籍の従業員が疫病の影響を受けて期限どおりに職場復帰することができず、規定に従い給料を支払う企業。 優遇基準：補助金 1000 元/人、最高 50 万元/社。
2	“四上”企業の操業再開時の補助金	1. 適用対象：一級応答期間（2020 年 1 月 23 日-2 月 24 日）に操業再開をした 4 つの条件を満たす企業（注：この地区の統計データベースの一定規模以上の企業：1. 工業企業、2. 資格のある建築業企業、3. 一定額以上の宿泊飲食企業、4. 一定希望以上のサービス業企業。） 2. 優遇基準：補助金 100 元/人。
3	隔離場所賃貸補助金	1. 適用対象：ホテル等を隔離場所とした企業。 2. 優遇基準：補助金 50 元/部屋/日，最高 50 万元。
4	「不可抗力」証明書「操業再開」証明書の発行	疫病の影響により正常に注文、契約を履行できない企業に適用される。
	備考	宝安区の優遇政策で深セン市の優遇を網羅していない項目は、深セン市の優遇政策が適応される。

(八) 龍崗区

番号	優遇項目	政策内容
1	調和労働関係企業の奨励	1. 適用対象：2020 年末に龍崗区の調和労働関係企業の称号を与えられた企業。 2. 奨励金額：奨励金 <u>10 万元</u> （一度のみ）
2	隔離場所賃貸補助金	優遇基準：補助金 <u>100 元/部屋/日</u> ，それぞれの人は 14 日を超えてはならない。補助金は最高 <u>50 万元</u> を超えてはならない。
3	企業の融資コストの軽減	1. 適応対象： <u>2 月 1 日～3 月 31 日</u> の期間に銀行などの金融機関の新規融資（延期を含む）を受ける疫病の影響が深刻な”四上”（注：この地区の統計データベースの一定規模以上の企業：1. 工業企業、2. 資格のある建築業企業、3. 一定額以上の宿泊飲食企業、4. 一定希望以上のサービス業企業。以下同様。）企業。 2. 優遇基準：新規融資の日から 3 ヶ月内の利子は <u>全額</u> 免除。補助額は最高 <u>30 万</u> を超えない。
備考		龍崗区の優遇政策で深セン市の優遇を網羅していない項目は、深セン市の優遇政策が適応される。。

(九) 大鵬新区

番号	優遇される項目	政策内容
1	賃料減免	1. 適用対象：区政府、区所属の国有企業の不動産を賃借する企業。 2. 優遇基準： <u>2 ヶ月</u> （2020 年 2 月 1 日～3 月 31 日）の賃料。
2	労災保険、失業保険料の支援	1. 適用対象：段階的に操業再開し、人員削減をしないまたは人員削減が少ない企業。 2. 適用期間：2020 年 3 月 1 日～2020 年 5 月 31 日。 3. 優遇基準：労災保険、失業保険料の <u>免除</u> 。
備考		大鵬区の優遇政策で深セン市の優遇を網羅していない項目は、深セン市の優遇政策が適応される。

(十) 坪山区

番号	優遇される項目	政策内容
1	租金減免	1. 適用対象：区政府、区所属の国有企業の不動産を賃借する企業。

		2. 優遇基準： <u>2ヶ月</u> の賃料免除。2020年1月～6月の毎月の賃料を3ヶ月延期可能。
2	融資利子補給	1. 適用対象：銀行融資を利用して原材料を調達している企業。 2. 適用期間：1年 3. 優遇基準：新規融資の場合30%の補助、最高30万元を超えない。
3	操業再開延期の援助	1 適用対象：雇業者数100人以上、2月20日以降に操業再開を延期した工業企業。 2. 優遇基準： <u>10万元</u> の支援。
	備考	大鵬区の優遇政策で深セン市の優遇を網羅していない項目は、深セン市の優遇政策が適応される。

参考：広東省優遇政策

1. 《关于统筹推进疫情防控和经济社会发展工作的若干措施》

http://www.gd.gov.cn/gdywdt/gdyw/content/post_2909589.html

2. 《广东省人民政府关于印发广东省进一步稳定和促进就业若干政策措施的通知》

http://www.gd.gov.cn/zwgk/wjk/qbwj/yf/content/post_2903650.html

3. 《广东省人民政府关于印发应对新型冠状病毒感染的肺炎疫情支持企业复工复产若干政策措施的通知》

http://www.gd.gov.cn/gdywdt/gdyw/content/post_2886230.html

4. 《关于积极应对新型冠状病毒感染的肺炎疫情做好劳动关系相关工作的通知》

<http://dghrss.dg.gov.cn/rlzyj/xwtzgg/202001/8e420db0ee934097818459d80df9a31d.shtml>

5. 《关于阶段性减免企业社会保险费的实施意见》

http://hrss.gd.gov.cn/gkmlpt/content/2/2910/post_2910949.html

6. 《广东省人民政府关于印发广东省进一步稳定和促进就业若干政策措施的通知》

http://www.gd.gov.cn/zwgk/wjk/qbwj/yf/content/post_2903650.html